

特別委員会規則

(昭和四十三年七月二十日規則第二十二号)

改正 昭和四三年一二月二一日

同 四五年 九月一九日

平成 二年 二月一六日

同 一二年一一月一〇日

同 二九年一二月二一日

る。

第五条 会則第六十三条第三項および第四項の規定は、委員の補欠および任期満了の場合に準用する。

第六条 委員会に、委員長および副委員長若干名を置く。

2 委員長および副委員長は、委員がこれを互選する。

3 委員長および副委員長の任期は、一年とする。但し、再任を妨げない。

第七条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故のあるときは又は委員長が欠けたときは、副委員長が、あらかじめ委員長の定める順序により、委員長の職務を行う。

第八条 委員会は、委員長が招集する。

第九条 委員会の議事は、委員会において別段の定めをなした場合を除き、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第十条 委員会は、必要と認めるときは、幹事若干名をおくことができる。

2 幹事は、委員の中からこれを選任する。

3 必要があるときは、会長の同意を得て、委員以外の者に幹事を委嘱することができる。

4 幹事は、会長又は委員長の旨を受け、委員会の議案の会長を兼任する委員の任期は、兼任する役職の任期とす

立案、整理、資料の蒐集および調査、研究等をなすものとする。

第十一条 委員会の議事については、議事録を作り、出席した委員長および委員二名が署名押印する。

第十二条 委員、幹事および連合会の職員は、会長の承認を経なければ、委員会の議事の内容に関して外部に発表、その他情報を漏らしてはならない。

附 則

1 本規則は、昭和四十三年八月一日から施行する。

2 本規則は、別段の定めのないかぎり、施行日以前から設置されている特別委員会にも適用する。

第三項改正

この規則は、昭和四十三年十二月二十一日から施行する。

附 則（昭和四五年九月一九日改正 第六条第三項追加）

この規則は、昭和四十五年九月十九日から施行する。

附 則（平成二年二月一六日第四条第二項改正・同

条第三項追加）

1 第四条第二項及び第三項の改正規定は平成二年四月一日から施行する。

2 第四条第二項の改正規定は、その施行前に選任された委員には適用しない。

3 第四条第二項の改正規定の施行前に改選により選任された委員の任期満了に伴う改選により選任された委員の任期は、会長が選任の通知を発した日からその後一年を過ぎた後に最初に到来する五月三十一日までとする。

附 則（平成一三年一一月二〇日規則第七九号

弁護士法人創設に係る弁護士法改正に伴う

規則等整備に関する規則 第三条第二項改

正

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年一二月二二日改正）

第五条の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。